

平成26年12月14日執行

福島県
第3区

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

げんば光一郎
プロフィール

昭和39年 福島県田村市生まれ
(50歳)
・上智大学法学部卒業
・松下政経塾卒塾
・衆議院議員7期
・H22年6月～H23年8月まで
政党調査会長と国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣
(「新しい公共」、少子化対策、男女共同参画)などを務める。
・H23年9月～H24年12月まで
外務大臣を務める。
・現在、民主党東日本大震災復旧・復興推進本部長、国政選対副本部長。

ともに乗り越える。

私の決意

「福島の復興」、「健全な民主主義」への特別な責任を果たします。

まずは、「福島の復興なくして日本の再生なし」です。そして、次世代への豊かさの引き継ぎに全力投球します。大義なき解散ですが、緊張感のある健全な政治を実現するための大変重要な選挙です。福島と日本の未来へ力を貸してください。

玄葉光一郎



民主党公認

50才

げんば光一郎

復興・未来創生

福島復興、そして地域経済再生。

3児のパパの立場として、子育て・教育・医療の充実。

皆様のために
働かせて
ください!

上杉謙太郎

プロフィール

昭和50年4月20日生まれ
須賀川市在住
剣道2段
妻、長男、次男、長女の5人家族

【略歴】
自由民主党 福島県第三選挙区 支部長
早稲田大学社会学部卒
参議院議員荒井広介 元公設第一秘書
会社役員

公式ホームページ
<http://uesugi.fukushima.jp>
元気に更新中!

子育て・教育・医療・福祉

- 子育て・教育・医療・福祉
- 学校教育、地域教育、環境づくり
- 日本一、子育てしやすい
- 医師や看護師の確保、持続可能な社会保険制度の確立

雇用・産業振興

- 企業の収益が増え、雇用や賃金の増加を伴う
- 原発事故の早期収束と廃炉へ向けた取り組みを強化
- 地域経済の活性化と再生可能エネルギーの先進地に福島県を世界に誇れる
- 新たな産業集積の促進
- 農業の担い手支援や新規参入の促進

復興・地域創生

- 除染の徹底加速
- 復旧・復興のための確実な財源確保と事業の推進
- 被災された方の実態にそくした支援の徹底

上
杉
謙
太
郎
39歳

自民党公認



日本共産党

安倍政権の暴走ストップ! 力合わせて政治を変えましょう

日本共産党と
比例代表は
お書きください
(個人名は無効)

「政治ご力」— 清潔な力で疑惑を追及
企業・団体献金の禁止。政党助成金の廃止を

「戦争する国」「ひぐらし許さない
米価義落対策」— 過剰米の政府買い上げを

集団的自衛権
「憲法9条生かした平和外交を
化だ。日本共産党は、くらし第一で経済を立て直す
決定」を撤回せよ。国民の目、耳、口をふさぐ秘密保護法を撤廃せよ。
②社会保障— 切り捨てから充実へ
③TPP撤退、農業と中小企業の振興を
しましよう。

アベノミクス
「格差拡大」の暴走ストップ
くらし第一で経済をたてなおす

財源は
消費税10%
「消費税に頼らない別の道」を
実現、除染の促進、健康守る医療制度創設
「先送り」でなくキッパリ中止
県内原発全基廃炉、再稼働反対、全面賠償

「オール福島」の声を国政へ
原発
「原発ゼロの日本」へ
再稼働ストップ

消費税増税、集団的自衛権、原発再稼働
— 国民世論にそむく暴走をつづけてきた
安倍政権。民意無視の政策がゆきづまつたあふくの衆院解散です。この2年間の暴走を「ストップさせ」、政治を変える絶好のチャンスがやってきました。
「対決・対案・共同」— 日本共産党は、安価政権と正面から対決し、あらゆる問題で対案をしめし、国民と共同して政治を動かすためにがんばります。

【プロフィール】
1958年、須賀川市生まれ、56歳。中央大学商学部II部卒業。2005年より共産県南地区委員、2012年須賀川市議選立候補。自営業。

横田ようこ

日本共産党

投票日に投票できない方は、
期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう。

衆議院議員総選挙 12月14日(日)投票日

※避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票日12月14日(日)

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう!!
避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

■期間／衆議院議員総選挙 12月3日(水)～12月13日(土)
國民審査 12月7日(日)～12月13日(土)

衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票・不在者投票開始時期が異なるため、12月7日(日)以降でないと、両方の投票を一度に行えませんので注意してください。

■時間／8:30～20:00 (※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、**投票できる期間や投票時間が異なる場合があります**ので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

■場所／期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所
不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会

■手続き／期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します
(ただし、宣誓書の記載が必要となります)
不在者投票：以下の手続きにより投票してください

1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。
【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。

3 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票してください。
滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

インターネットを使った選挙運動の概要

～出典：総務省～

有権者

このたびの選挙では、
○○さんを
当選させよう。



候補者

私は清き
一票を！

政党等

○○党へ
投票して
ください！

電子メール

△△花子<△△△@△△.ne.jp>
このたびの選挙では
是非○○さんを
当選させましょう。

有権者が、電子メールで
選挙運動を行うことは禁止。



ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等)・動画共有サービス・動画中継サイト等
△△ 花子 <△△△@△△.ne.jp>
このたびの選挙では
是非○○さんを
当選させましょう。

○○ 太郎 <○○○@○○.ne.jp>
私は、このたびの選挙に
出馬しました○○ 太郎です。
清き一票を、お願いします。

※電子メールアドレス等の表示義務

電子メール

○○太郎<○○○@○○.ne.jp>
私は、このたびの選挙に
出馬しました○○太郎です。
清き一票を、お願いします。

※氏名、電子メールアドレス
等の表示義務
※一定の記録の保存義務
自らアドレスを通知し、受信
に同意した相手等送信先に
は一定の制限があります。

有権者

